

障発0902第1号
令和元年9月2日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に
関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年
厚生労働省告示第528号）の一部が、令和元年9月2日厚生労働省告示第
100号により別添のとおり改正され、令和元年10月1日から適用される
こととなった。

ついては、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
（平成18年厚生労働省告示528号）において、消費税非課税物品につ
いては仕入れに係る消費税相当額を、消費税課税物品については消費税相
当額を基準額に加えることを定めているところ。今回、令和元年10月1
日に予定されている消費税率引き上げに伴う所要の改正を行う。

2 改正の概要

○第3項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の104.8 → [改正後] 100分の106

○第4項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の108 → [改正後] 100分の110

3 運用上の留意事項

補装具製作者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日

厚生労働省告示第528号

〔一部改正〕

第1次改正	平成19年6月29日厚生労働省告示第231号
第2次改正	平成20年3月31日厚生労働省告示第147号
第3次改正	平成21年3月31日厚生労働省告示第209号
第4次改正	平成22年3月31日厚生労働省告示第124号
第5次改正	平成24年3月30日厚生労働省告示第277号
第6次改正	平成25年1月18日厚生労働省告示第6号
第7次改正	平成26年3月31日厚生労働省告示第161号
第8次改正	平成27年3月31日厚生労働省告示第202号
第9次改正	平成30年3月23日厚生労働省告示第121号
第10次改正	令和元年9月2日厚生労働省告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第25項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の106に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の110に相当する額とする。
 - 一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入
 - 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の3の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換

- 四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）
- 五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
- 六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換
- 七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
- 八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換及びテーブル交換
- 九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第231号）

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）
平成20年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成21年3月31日厚生労働省告示第209号）
平成21年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成22年3月31日厚生労働省告示第124号）
平成22年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成24年3月30日厚生労働省告示第277号）
平成24年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成25年1月15日厚生労働省告示第 6号）
平成25年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成26年3月31日厚生労働省告示第161号）
平成26年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成27年3月31日厚生労働省告示第202号）
平成27年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成30年3月23日厚生労働省告示第121号）
平成30年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和元年9月2日厚生労働省告示第100号）
令和元年10月1日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考	
上腕義手	装 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。</p>	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。		
	作 業 用	<p>ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>			
	能 動 式	ハ ン ド 型 手 部 付			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>
		フ 手 部 ク 付 型			<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>

肩義手	装飾用	肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。	
	作業用	肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。	
	能動式 普通用	ハンド付型	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。
		フック付型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能動式 肩甲鎖骨 切除用	ハンド付型	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。
		フック付型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
肘義手	装飾用	上腕義手装飾用と同じ。	
	作業用	幹部は、作業種目を考慮したものとする事。 その他は上腕義手作業用と同じ。	
	能動式	上腕義手能動式と同じ。	
前腕義手	装飾用	アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	

		<p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</p> <p>切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
能 動 式	長 断 端 用 型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。</p>
	長 断 端 ク 用 型	<p>・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。</p>
	中 断 端 ド 用 型	<p>・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。</p> <p>・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。</p>
	中 断 端 ク 用 型	<p>コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。</p>
	短 断 端 ド 用 型	<p>肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。</p>
	短 断 端 ク 用 型	<p>コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。</p>

手義手	装飾用	前腕義手装飾用と同じ	
	作業用	前腕義手作業用と同じ。	
	能動式	前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手部義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手袋型とすること。</p>	
	作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手部又は前腕部に固定できるようにすること。</p> <p>手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>	
手指義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</p>	
	作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>指部は、作業に適するよう形成すること。</p>	
股義足	常用	普通	大腿短断端を含む。
		カナダ式	
		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。</p> <p>回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。</p> <p>大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。</p> <p>アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。</p> <p>運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。</p>	
		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を</p>	

		<p>確保すること。</p> <p>歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。</p> <p>アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。</p> <p>両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用普通と同じ。</p>	
大腿義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
	吸着式常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。</p> <p>切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。</p> <p>SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法</p>	<p>差込吸着式を含む。</p>

			<p>、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝義足	常用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>	
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用と同じ。</p>	
下腿義足	常用	普通 (軽便式を含む)	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、人念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>	
		P T	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作する</p>	<p>タイム切断を含む。</p>

	B式	<p>こと。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断末端部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも縮革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも縮革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>	
	P T S式	<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで、義足を懸垂させること。</p> <p>採型後ギブソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</p> <p>その他はP T B式と同じ。</p>	
	K B M式	<p>義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</p> <p>膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</p> <p>その他はP T S式と同じ。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は常用普通と同じ。</p>	
果義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、</p>	ピロゴフ切断を含む。

		<p>適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はSACII足部の構造特性を利用したものとする。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	
足根中足 義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>	
	足袋型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>	
足指義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	

(注)

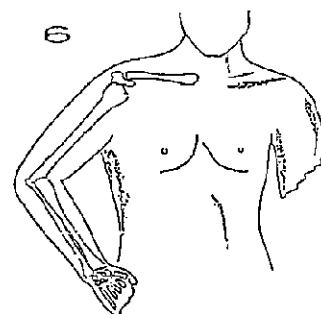
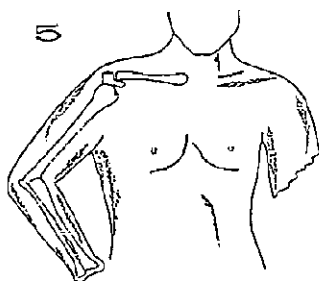
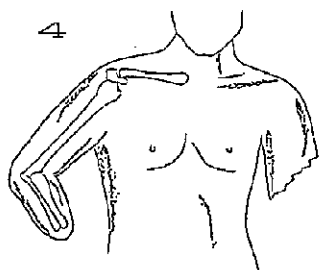
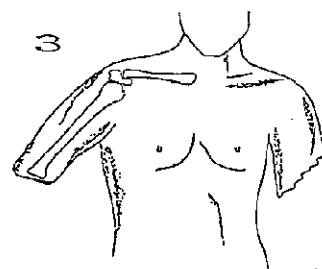
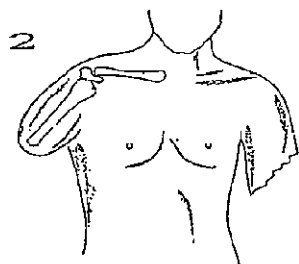
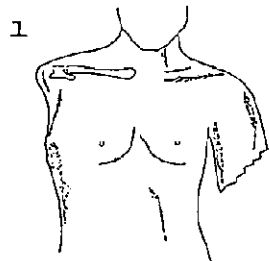
- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。

ア 基本工作法

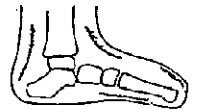
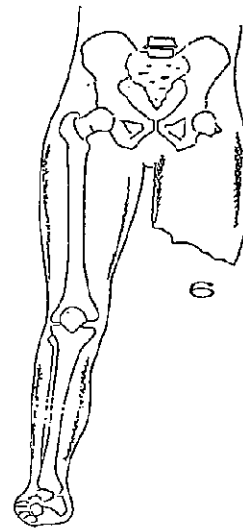
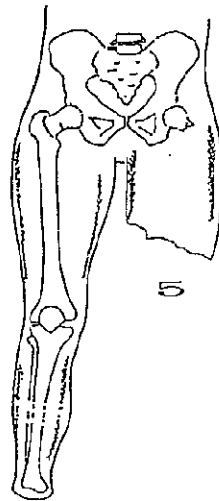
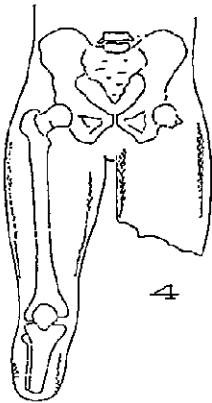
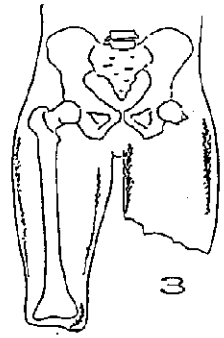
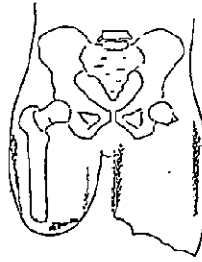
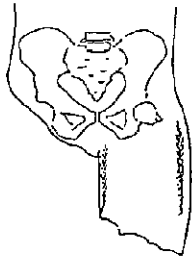
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 縫手



B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	Λ-1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
		作 業 用	34,200	
		能 動 式	45,500	
	A-2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
		作 業 用	36,300	
		能 動 式	42,600	
	A-3	装 飾 用	33,100	吸着式は、26,300円増しとすること。
作 業 用		33,100		
能 動 式		38,300		
A-4	装 飾 用	32,100	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。	
	作 業 用	32,100		
	能 動 式	33,700		
Λ-5	装 飾 用	29,100		
	作 業 用	29,100		
A-6	装 飾 用	11,200		
	作 業 用	11,200		
A-7	装 飾 用	8,900		
	作 業 用	13,000		
義 足 用	B-1	受 皿 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	104,200	
	B-2	差 込 式	68,200	短断端切断用キップシャフトは、51,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	
	B-3	差 込 式	66,500	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
B-4	差 込 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。	
	P T B 式	76,900		
	P T S 式	92,200		
	K B M 式	94,900		
B-5	差 込 式	44,000		
	有 窓 式	66,300		
B-6		23,100		
B-7		17,700		

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラス

チックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	△-1	アルミニウム、セルロイド	11,000	
		皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,200	
		熱可塑性樹脂	5,150	
	△-2	アルミニウム、セルロイド	9,750	
		皮 革	11,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
△-3	熱可塑性樹脂	6,650		
	アルミニウム、セルロイド	9,750		
△-4	皮 革	12,800		
	熱硬化性樹脂	13,900		
△-5	熱可塑性樹脂	4,750		
	アルミニウム、セルロイド	8,550		
△-6	皮 革	11,700		
	熱硬化性樹脂	13,600		
△-7	熱可塑性樹脂	4,700		
	アルミニウム、セルロイド	10,300		
△-8	皮 革	8,850		
	熱硬化性樹脂	12,900		
△-9	熱可塑性樹脂	6,700		
	セルロイド	8,350		
△-10	皮 革	8,600		
	熱硬化性樹脂	10,500		
△-11	熱可塑性樹脂	6,500		
	皮 革	3,900		
△-12	熱硬化性樹脂	3,950		
	熱可塑性樹脂	3,350		
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,800	
		熱硬化性樹脂	36,300	
		熱可塑性樹脂	15,000	

B-2	木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,500 19,200 28,000 16,600	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,400 19,000	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,200 13,200	エアクッションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,100 17,600 23,900 10,300	エアクッションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,900 10,300 22,100 10,150	エアクッションソケットは、12,200円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,850円増しとすること。
B-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,000 20,000 9,700	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使用材料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,500	
		軟性発泡樹脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A-2	皮 革	3,950	
		軟性発泡樹脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A-3	皮 革	3,950	
		軟性発泡樹脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A-4	皮 革	3,800	
軟性発泡樹脂		4,350		
A-5	皮革・軟性発泡樹脂	7,100		
	皮 革	3,800		
	軟性発泡樹脂	4,350		
義 足 用	B-1	皮 革	6,750	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B-2	皮 革	5,150	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シリコーン	42,200	
	B-3	皮 革	5,800	
		軟性発泡樹脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シリコーン	45,500	
B-4	皮 革	4,200		

	軟性発泡樹脂	4,450	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,800	
	皮革・フェルト	7,900	
	シリコーン	36,300	
B-5	皮革	4,500	
	軟性発泡樹脂	7,300	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,800	
B-6	皮革	2,850	
	軟性発泡樹脂	3,250	
	皮革・軟性発泡樹脂	5,700	
B-7	皮革	2,200	
	軟性発泡樹脂	2,550	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,450	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 _円	備 考
義手用	装飾用 能動式	肩 部		8,450	
		上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,600 23,600	
		前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,650 19,400	
	作業用	上腕部		7,600	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。
		前腕部		9,650	前腕義手用に幹部を使用する場合に限 ること。
	義足用	常 用	股 部		10,400
大 腿 部			木 製	30,900	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	31,100 32,300	
			木 製	26,900	
下 腿 部			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,100 31,700	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,400	
作業用		大 腿 部		59,200	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。
		下 腿 部		28,100	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限 ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,000円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の上台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 [円]	備考
義手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸部バンド式肩ハーネス一式	21,300	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸部バンド式上腕ハーネス一式	21,100	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸部バンド式前腕ハーネス一式	18,000	
8字ハーネス一式		7,850		
9字ハーネス一式		5,050		
たわみ式肘継手(一組)		2,450		
前方支持バンド		2,450		
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,100	
義足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	15,200	価格は、1本当たりのものであること。
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,400	
		肩吊り帯	6,400	
		腰バンド	8,750	
		横吊帯	1,650	
		義足用股吊帯	2,150	
	下腿義足用	腰バンド	8,750	
		横吊帯	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T Bカフベルト一式	8,750	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T Bカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 _[1]	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,600	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	2,000	
	上 腕 部	皮 革	5,700	
		プラスチック	14,800	
		塗 装	1,750	
前 腕 部	皮 革	5,600		
	プラスチック	11,600		
	塗 装	1,850		
義 足 用	股 部	皮 革	10,350	
		プラスチック	16,900	
		塗 装	3,300	
	大 腿 部	皮 革	8,500	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	3,000	
	下 腿 部	皮 革	7,650	
		プラスチック	13,000	
塗 装		2,600		
足 部	表 革	5,100		
	裏 革	3,500		
	塗 装	3,350		
	リアルソックス	1,050		

リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 _年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		作 業 用	3	
	肩 義 手	能 動 式	3	
		装 飾 用	4	
	肘 義 手	作 業 用	3	
		能 動 式	3	
	肘 前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用	1	
		作 業 用	2	
	装 飾 用	1		
	作 業 用	2		
義 足	股 義 足		4	
		大 腿 義 足	常 用	
		常 用	5	
		吸 着 式	3	
	膝 義 足	常 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
足 根 巾 足 義 足	鋼板入り	2		
	足袋型	1		
足 指 義 足		1		

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 _年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳 1～2歳 3～5歳 6～14歳	4 月 6 月 10 月 1 年		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

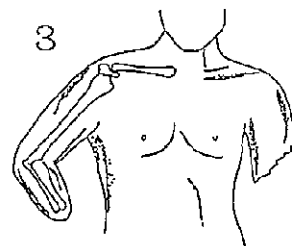
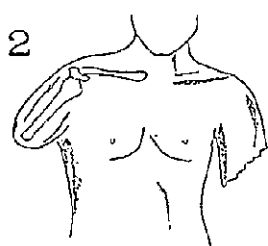
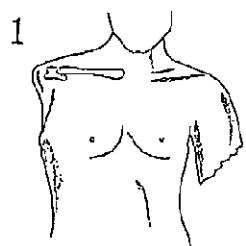
名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。	
(注)				
<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>				

ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 探型区分

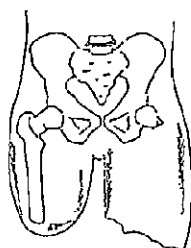
A 義手



B 義足



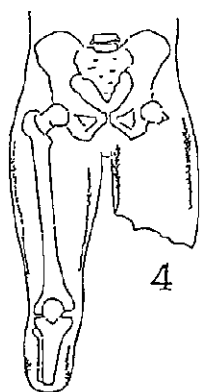
1



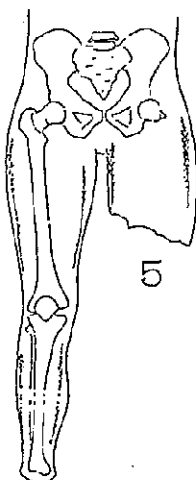
2



3



4



5

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 _円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	32,100	顎上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
義 足 用	B-1	カ ナ ダ 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
	B-2	差 込 式	68,200	短断端切断用キップシャフトは、51,500円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	
	B-3	差 込 式	66,500	
		ラ イ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
	B-4	差 込 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	76,900	
		P T S 式	92,200	
K B M 式		94,900		
B-5	差 込 式	44,000		
	有 窓 式	66,300		

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 9,000 20,200 5,150	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,750 11,800 13,900 6,650	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,550 11,700 13,600 4,700	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,800 36,300 15,000	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	49,500 14,500 19,200 28,000 16,600	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,800 24,700 41,400 19,000	エアクションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,600 17,300 25,200 13,200	エアクションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,100 17,600 23,900 10,300	エアクションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 _[1]	備 考
義手用	A-1	皮 革	4,500	
		軟性発泡樹脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A-2	皮 革	3,950	
		軟性発泡樹脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A-3	皮 革	3,800	
		軟性発泡樹脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	
義足用	B-1	皮 革	6,750	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B-2	皮 革	5,150	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シリコーン	42,200	
	B-3	皮 革	5,800	
		軟性発泡樹脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シリコーン	45,500	
	B-4	皮 革	4,200	
		軟性発泡樹脂	4,450	
皮革・軟性発泡樹脂		6,800		
皮革・フェルト		7,900		
シリコーン		36,500		
B-5	皮 革	4,500		
	軟性発泡樹脂	7,250		
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
(注)				
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。				
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	価 格 ^[1]	備 考
肩 義 手 用	13,600	
上 腕 義 手 用	10,800	
前 腕 義 手 用	10,700	
股 義 足 用	16,300	
大 腿 義 足 用	16,200	
ド 腿 義 足 用	10,700	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,950円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 _円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸部バンド式肩ハーネス一式	21,200	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸部バンド式上腕ハーネス一式	21,000	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸部バンド式前腕ハーネス一式	17,900	
		8字ハーネス一式	7,850	
9字ハーネス一式		5,050		
上腕カフ(三頭筋パッド)		5,100		
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	15,200	価格は1本当たりのものであること。
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,350	
		肩吊り帯	6,400	
		腰バンド	8,750	
		横吊帯	1,650	
		義足用股吊帯	2,150	
	下腿義足用	腰バンド	8,750	
		横吊帯	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T Bカフベルト一式	8,750	
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T Bカフベルトに準ずること。				

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,800	
上 腕 義 手 用	8,550	
前 腕 義 手 用	7,600	
股 義 足 用	27,100	
大 腿 義 足 用	21,700	
膝 義 足 用	19,400	
下 腿 義 足 用	17,100	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー（義手用）	1. 5	
フォームカバー（義足用）	0. 5	
その他小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15～17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工.作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属杵 骨盤部が金属杵で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作 法により、エ 及びオにより それぞれ必要 な材料・部品 を選択し、組 み合わせて製 作すること。	イの採型区分 によるウの基 本価格にエ及 びオのそれぞ れ使用する材 料・部品の価 格を合算した 額とすること。	
	先 大 股 脱 装 具	先大股脱に用いられる装具で、両側下 肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型（パブリッ ク帯） 布又は皮革の帯によって股関節を 屈曲位に保つもの B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節 を開排位に保つもの C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属 支柱でつなぎ、股関節を外転、内 旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するも の E ラング型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強 い内旋位に固定保持するもの			障害児に限る。
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。			障害児に限る。 外反足装具もこれに 準ずること。

	<p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型 		
長下肢装具	<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>D X脚又はO脚(障害児に限る。)</p>		
膝 装 具	<p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平</p>		

	<p>ばねの入ったものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック <p>C スウェーデン式</p> <p>D 軟性</p> <p>布を主材料としたもの</p>	
短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高カアルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高カアルミニウム合金 2 鋼 <p>C S型支柱</p> <p>下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高カアルミニウム合金 2 鋼 <p>D 鋼線支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね</p> <p>下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする</p> <p>こと。</p> <p>F 硬性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支柱付き 	<p>順上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。</p>

		<p>金属の支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 支柱なし</p> <p>金属支柱のないもの</p> <p>G 軟性</p> <p>ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	
	ツイスター	<p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟性</p> <p>布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル</p> <p>鋼製ケーブルを用いたもの</p>	
	足底装具	<p>足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え）</p> <p>足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <p>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>2 採寸によって製作されたもの</p> <p>B メタターサルサポート（中足支え）</p> <p>足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補高</p> <p>1 2cm未満</p> <p>2 2cm以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>	<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。</p> <p>スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p> <p>ラング（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p>
靴型装具		<p>医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。</p> <p>皮革又は布を主材料としたもの</p> <p>A 長靴</p> <p>下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴（編上靴）</p> <p>側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴</p> <p>側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴</p> <p>側革が果部より低いもの</p>	<p>靴型装具の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）

体幹装具	頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)</p>		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	胸椎装具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟性</p>		
	腰椎装具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟性</p>		ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙腸装具	<p>骨盤を含むもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯 骨盤を带状に一周するもの</p> <p>1 芯のあるもの</p> <p>2 芯のないもの</p>		オスグッドブレイス、コールドウェイトブレイスは、金属枠仙腸装具に含まれること。
	側弯症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。</p> <p>A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの</p>		

		<p>B 頭部に及ばないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金属棒 2 硬 性（仙腸装具に準ずる。） 3 軟 性（带状のものを含む。） 		
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属棒 体幹の部分が金属棒のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>C 分娩麻痺用（障害児に限る。）</p>		
	肘 装 具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>C 軟 性</p>		
	手関節背屈保持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <p>A パネル型 前腕部と手部を板ばねによつて結ぶもの</p> <p>B トーマス型 ゴムによつて手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせ</p>		

	<p>るもの</p> <p>D 硬 性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p>		
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>		
MP 屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP 伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	<p>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A パネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>		
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	P I P 及びD I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
B F O（食事動作補助器）	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

○厚生労働省告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月二日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百一に相当する額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百四・八に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百八に相当する額とする。</p> <p>5 (略)</p>